

平成29年9月13日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正      2番 吉田 豊      3番 田中 静雄 4番 碓 勝征      5番 漆原 悦子      6番 井上 正宣 7番 吉富 隆      8番 大川 隆城      9番 原田 希 10番 寺崎 太彦																																
欠席議員 (0名)																																	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>武 廣 勇 平</td> <td>副 町 長</td> <td>森 悟</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>時 津 昌 昭</td> <td>会 計 管 理 者</td> <td>岡 義 行</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>江 崎 文 男</td> <td>ま・ひ・と・じ・と・せ・ぎ</td> <td>北 村 玲</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>高 島 浩 介</td> <td>建 設 課 長</td> <td>三 好 浩 之</td> </tr> <tr> <td>産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>小 野 清 人</td> <td>住 民 課 長</td> <td>福 島 敬 彦</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長</td> <td>河 上 昌 弘</td> <td>税 務 課 長</td> <td>坂 井 忠 明</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>吉 田 淳</td> <td>生 涯 学 習 課 長</td> <td>矢 動 丸 栄 二</td> </tr> <tr> <td>文 化 課 長</td> <td>中 島 洋</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	森 悟	教育長職務代理者	時 津 昌 昭	会 計 管 理 者	岡 義 行	総 務 課 長	江 崎 文 男	ま・ひ・と・じ・と・せ・ぎ	北 村 玲	財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	三 好 浩 之	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人	住 民 課 長	福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘	税 務 課 長	坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	矢 動 丸 栄 二	文 化 課 長	中 島 洋		
町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	森 悟																														
教育長職務代理者	時 津 昌 昭	会 計 管 理 者	岡 義 行																														
総 務 課 長	江 崎 文 男	ま・ひ・と・じ・と・せ・ぎ	北 村 玲																														
財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	三 好 浩 之																														
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人	住 民 課 長	福 島 敬 彦																														
健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘	税 務 課 長	坂 井 忠 明																														
教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	矢 動 丸 栄 二																														
文 化 課 長	中 島 洋																																
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長      二 宮 哲 次      議会事務局主査      江 崎 智 恵																																

議事日程 平成29年9月13日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議  
議案第37号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第38号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第39号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第40号 平成29年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第41号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第42号 平成28年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第43号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第44号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第45号 平成28年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第46号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第47号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第48号 佐賀県東部環境施設組合の設立について
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま吉富隆議員から、9月12日の一般質問の発言の一部の訂正と会議録の訂正をしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○7番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、改めて内容説明をさせていただきますとともに、貴重な時間をですね、町長を初め、執行部の方に

は御迷惑をかけたことを心から深くおわびを申させていただきます。

それでは、内容説明に入らせていただきます。

9月12日の一般質問において、一般社団法人起立工商協会に関する発言で、「社団法人」ですべきところを「財団法人」と発言をいたしました。大変皆さんには御迷惑をかけましたことを心から深くおわびを申し上げさせていただきます。正しくは、一般社団法人であるという文言が正確であって、この所管の発言の訂正と会議録の訂正につきまして、議員の皆さんにはお願いをしたいという趣旨の旨、御理解をいただきますよう心からお願いを申し上げます。貴重な時間を大変申しわけございませんでした。

**○議長（寺崎太彦君）**

吉富隆議員からの発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。吉富隆議員からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

#### 日程第1 議案第37号

**○議長（寺崎太彦君）**

日程第1. 議案審議。

議案第37号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○2番（吉田 豊君）**

予算書、説明書の4ページ、款の17、項の寄附金、目1の総務寄附金で、ふるさと納税寄附金のG C F分が20,000千円の計上をされております。このG C Fについてはですね、その下の12番の寄附金基金繰入金でも1,800千円ぐらいの金額なのに20,000千円という非常に高額な寄附金を予定されておりますが、過去の実績から判断してこういう金額を補正されたと思うんですが、それについて説明をいただきたいと思います。

それから次が、7ページ、目の10. ふるさと納税費ですね。ここで、納税業務委託料として37,350千円の補正がありますが、これについてももう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

それと、7ページの一番下、民生費のところの社会福祉総務費で、8の報償費、ふるさと納税謝礼が300千円ということで計上されておりますが、先ほどの寄附金の20,000千円であれば、ここは3割取っても6,000千円という金額になると思うんですが、何でこんなに少ないのか、そこら辺の関連の説明をお願いしたいと思います。

それと、次の8ページが一番上ですね。それに伴ってクレジット決済手数料も225千円ぐ

らいでは20,000千円に対しては足りないんじゃないかというふうに思いますが、その説明をお願いしたいと思います。

それと、11ページ、教育費の施設整備費で、節の15. 工事請負費、上峰中学校多目的トイレの設置工事で11,120千円ですが、これは中学校であれば、中学校の経費の中に予算を計上すべきだと思うんですが、何でここに入れたのかという、その説明をお願いしたいと思います。

以上でよろしく申し上げます。

**○議長（寺崎太彦君）**

執行部に答弁を求めます。

**○健康福祉課長（河上昌弘君）**

皆様おはようございます。吉田議員よりの御質疑にお答えをいたします。

まずは、4ページによりますG C Fの寄附金20,000千円ということですが、前回、前々回と実施をいたしまして、1億円を目標として、当初、寄附を募っておりました。平成27年度におきましては1,675千円程度、平成28年度については1,677千円の寄附額でありまして、基金の残高といたしましても1,287千円ぐらいかというふうに認識しております。結果的に、通常版のふるさと納税の成果と比較いたしますと、見劣りする感というのは否めないというのは御指摘のとおりかと思えます。再度チャレンジするに当たりまして幾つか対策を立てる必要がございます、そのうちのひとつといたしまして、ウェブ上での設定金額による弊害というものがあるんじゃないかというふうに考えております。従来、ウェブ上で設定金額を、前々年度については1億円とさせていただいておりました。前年度は98,000千円程度の高額設定をしておりましたものですから、寄附がされても、ウェブ上に寄附額のゲージがあるんですね。そのゲージのところにはほぼ動きがないような状況のように見受けられまして、いかにも寄附が伸びていないというような視覚的な印象を与えていたということが一因として考えられると思えます。設定金額を少なく設定することによりまして、1件当たりのゲージの幅というのがかなり大きくなってきます。そこで、寄附が集まったように視覚的に印象づけるというのは語弊があるんですけれども、そういった視覚的な戦略も考えられるんじゃないかということで、そういう認識のもとで20,000千円の設定という形で御認識いただければというふうに思っております。

そして、さらに続きまして、7ページのほうの報償費かと思えます。300千円の設定というのが20,000千円の設定ではちょっと合わないのではないかというような御指摘だったかと思えます。

お礼の品の設定につきましては、一応いろいろな精査がちょっとあったところではございますけれども、今回この300千円というふうに上げているものにつきましては、28年度におけます返礼品の残り部分ですね、残分の精算的業務に対応するものと御認識いただければ幸

いでございます。

今回、お礼の品の設定についても十分検討したところではあるんですけども、まずは、通常版のふるさと納税でも今話題になっておりますように、総務省より、返礼品の調達価格を寄附額の3割以下に抑えるとともに換金性の高いものを返礼品にしないよう求める内容の通知発出がなされまして、G C Fでも同様の考えが生じるものというふうに考えております。それ、内容についてどう吟味するかということがまず1つございます。

そして、G C Fでの寄附募集趣旨を鑑みた寄附者のほうから、お礼の品は要らないとか、そういった複数、コメントが寄せられた経緯がございます。G C Fの場合には、通常版と違いまして、純粋に事業趣旨に賛同される方にとっては、お礼の品よりも社会的貢献として、当事業に関心と重きを置いてることが推測されております。

さらには、お礼の品を設定したとしましても、これまでの経緯から、事務費や返礼品の調達により基金の残額が思うように累積しなかったということもございます。お礼の品を逆にしなければ、純粋に積立金もそれなりの成果があるのではないかという考え方。また、初年度におきましては、G C F自体が珍しく、他の団体の参入も少なく、寄附を受け入れやすい環境にはございましたけれども、近年では参入する自治体が、相当数ふえておりまして、埋没化する傾向にあるため差別化が必要であるということ。こういった点から、あえてお礼の品を設けないことによりまして魅力的なコンテンツを再構築するというところで差別化を図ろうと考えております。

また、寄附者の中には、政策、つまり使われ方を考えて寄附をする方も少なからずおられるため、そういう人たちにとっては、返礼品を選ぶのではなく使われ方で選んでいるんだろうという、寄附者自身にそういう自負があるのではないかというふうに考えております。そして、そういった理念に賛同して寄附をしてくれる可能性があるものというふうに私どものほうも考えております。

G C Fの場合は、政策を提案して、賛同をいただいた寄附者から寄附を集める手法でありますので、こういった手法については、そういった趣旨のほうに合致するものというふうに考えておりますし、また、他の団体との差別化ということでもあわせて合致するということになりますので、報償費の300千円の部分につきましては、前年度の精算額であり今回は設定しないということで、ひとつ考え方を御理解いただきたいというふうに思っております。

それとあと、私どもの課に対してもう一つ、クレジットの手数料があったと思いますので、そちらのほうは8ページのほうの役務費のほうになるかと思えます。こちらの225千円、これにつきましては、20,000千円の寄附があった場合におきましては1%の手数料ということになります。それに消費税が1.08かけますので、216千円ということになります。それとあと、月額の使用料が1,620円で1月分までを想定すると8,100円ということになりますので、都合225千円というような計算になりますので、御了解方をお願いしたいというふうに思い

ます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、7ページの目の10. ふるさと納税費、節の13. ふるさと納税業務委託料37,350千円の補正について説明をいたしたいと思います。

このことに関しましては、当初予算をもとに今現在、業務を委託しておりますが、今回です、業務受託者より、想定よりも業務量及び必要人員等のコストがかさむ見込みが出てきたということで契約額の増額について申し入れがございまして、これを受けて、今回補正のお願いをしているものでございます。

特にこれから年末を中心としまして大変寄附の申し込みが集中します、この対応ですとか、また、特にワンストップ特例申請の処理業務がですね、これが平成28年度、昨年度よりマイナンバーを扱うというところで、そこが非常に想定よりもですね、これ、特定個人情報ですから、手間や時間がかかると。もちろん必要人員も想定よりもかなり28年度もかかりました。そういったところの見込みがなかなか当初予算の策定の段階ではきちっと把握ができていなかったということで、それは、昨年度の12月近辺でこの当初予算の見積もりをやったというところで、その時点でなかなかそこまできちっと把握ができていなかったというのが原因の一つではございますが、いずれにしても、想定よりもかなり業務量と必要人員が必要ということで、契約額の増額について申し出がございました。

また、それに加えて、この4月には総務省通知が発出をされまして、高額な商品の入れかえですとか、まだ新しい3割対応の新規商品の導入に伴って事業者との調整等にかなり時間もかかっておりますので、そういったことなどから必要人員が想定よりもふえていると。

また、ワンストップ特例申請の処理につきましては、昨年度が、特に年末、スタッフを大分増員しまして、ちょっと人海戦術的な形で処理をしたわけですが、そういった処理よりも、やはり機械的なシステムを入れたほうがミスが少なく済むと。そういった判断から、その人員の増員等に加えて、今回、特にワンストップ特例申請の処理を合理化したり、そのチェックをきちんとするためのシステムの導入費と、主にこの2つの経費を含めたところで今回の補正のお願いをしているものでございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに答弁はありませんか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

おはようございます。私のほうからは、ページ11、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、

目の6. 施設整備費、節の15. 工事請負費、説明の上峰中学校多目的トイレ設置工事11,120千円が、教育総務費のほうではなく中学校のほうではないかという御質問についてお答えをいたします。

これにつきましては、上峰町教育委員会事務局組織規則第3条によって、工事計画の策定並びに教育財産の管理に関することは、学校教育係の分掌事務として規定をされております。よって、私ども教育委員会事務局学校教育係の予算につきましては、この10の1のほうで予算を立てさせていただいております。そこで、今回、10の1の6、教育委員会の総務費のほうで工事請負費について提案させていただいております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに答弁はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

ほとんど納得したんですが、最後の教育委員会の規則で、教育委員会が所管する事務の範囲にはそうでしょうけれども、工事現場が中学校に限られるならば中学校の費用として見るのが当然だと思うんですが、財政課長、どがんでしょうか。

○財政課長（高島浩介君）

こちらにつきましては、どちらに入るといのはなかなか規定上というか、正規の法規上はないかと思っております。

ただ、今、議員御指摘のとおり、そういう分け方をしていくのであれば、従来がちょっとどういう分け方だったのか、私もちょっと認識をしておりますが、学校で工事をやる場合については学校でやる、町民センター等々の、それについては総務費でやるとか、そういう仕切りについては今後はっきりしていくべきかとは思いますが。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

財産を管理していく上でですよ、中学校にこれだけトイレ工事で11,000千円の付加価値を余計つけたら、財産として、中学校の財産が上がらばいいですね、付加価値をつけた以上は。そうすると、やっぱり中学校の財産として11,000千円の工事をしたから、この分だけ財産評価をする場合に、教育委員会の総務費で上げたって全然わからんですよ。中学校のこれをトイレの改修で11,000千円の付加価値が高くなったということで考えると、私は中学校費に計上すべきだと思うんで、ちょっとお尋ねをしたんですが、今後、その辺を含めて協議するというございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問は終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

私のほうから2点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。

説明欄の7ページ、目の一般管理費、節の13. 委託料1,080千円の件でございますが、説明書きでは、弁護士の委託料というふうなことで説明書きにはなっておるようでございますので、この内容説明をお願いしたいというふうに思います。

それからですね、目の13. 施設管理費、節の15. 工事請負費9,000千円の件でございますが、三連水車ウォーターランド江迎公園水車設置工事9,000千円と、こうなっております。大変貴重な財源をつけていただいて江迎公園の水車の件で工事をしていただくということにつきましてはありがたく感謝を申し上げさせていただきたいと思います。そういう中で、今まで水車があったのを同じような形でされるのか、新しくアイデアを持って変えてされるのか。それと、せつかくこれだけの金額を投資をしていただくわけですから、後の維持管理はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

私のほうから、総務費の一般管理費委託料、弁護士委託料について答弁申し上げます。

この委託料につきましては、全員協議会でも協議を重ねてまいりましたけれども、補助金がしっかり適正に使われているかという観点から、補助金が適正に使われてないという事例があれば、それらを法的にどこに問題があるかということをはっきりと明らかにし、その他の対応をできるための予算ということをお願いするものでございます。

**○7番（吉富 隆君）**

本当にいろいろな問題等々が、うわさでしか僕は聞いておりませんが、ぜひとも真相究明はするということでございます。

そういった中で一、二点お尋ねをさせていただきたいと思います。これには補助事業だと私は思っております。

全協の中で説明をいただきましたところ、国の補助金が50%だと、そして、県の補助金が25%、そして、町の補助が25%というようなことで、間違いがまずないでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

この予算は特定の事業を対象にするものではなく、町単独の補助金から、国の補助制度にのっとった補助事業、あるいは県の事業等、町が抱える補助金が適正に執行されているか、広く検査、調査するという類いのものでございますので、ある1つの事業を特定しているわけではございません。

**○7番（吉富 隆君）**

町長の説明と私の考えが若干食い違いもあるようでございますが、これは執行権を持つて町長の判断だということになろうかと僕も思います。しかしながらですね、25%を町が負担するという点については、やっぱり私どものチェック機関の中で、わからない点があればお尋ねをするのは当然のことだと、僕は理解しております。

そういった中で、この補助金というものは、やっぱり上峰町に集まって裏負担の形をとっておられるであろうと思います。それと同時に、16団体あると聞き及んでおりますが、これは、いわゆる申請事業ではないのかなと感じを僕は持っています。そういうことで、僕が思うだけで行政として申請事業であるかどうか、参考のためにお尋ねをしたい。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほどから繰り返し申し上げますが、これは特定の事業を対象にしているわけではなく、皆様が懸案に関心の高い事業も含むわけではございますけれども、町単独事業、あるいは県の事業、国の補助事業にのっとった事業も対象にしているものでございまして、具体的な事業名につきましては、議員のお尋ねがあればお答えをさせていただきたいと思っております。ちょっと今の話だとちょっとよくわかりませんでした。国が50%と県が25%、市町が25%の事業というのはいろいろございますのでですね。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

いろいろわけくちのわからんような質問をして大変申しわけないんですが、要するに、補助金が正確に使われているのかどうかを調査をするために弁護士さんに依頼をするということとで理解してよろしゅうございますか。

**○町長（武廣勇平君）**

補助金が適正に使われているか、また、その関連する対応に使う予定でございます。

（「はい、理解しました」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

答弁を求めます。

**○財政課長（高島浩介君）**

先ほどの吉富議員のほうからの御質問の7ページの目の13. 施設管理費、節の15. 工事請負費で三連水車ウォーターランド江迎公園の水車設置工事ということで9,000千円のほうを計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、長年にわたって三連水車の撤去をしたまんまになっておりました。今回6月の補正予算のほうで設計のほうの予算をいただきまして、今度、概算の工事費というか、出てまいりましたところでの工事費の補正をお願いしているところでございます。

工事の概要といたしましては、地元の区長さん等々と設計業者と入ったところで現地での打ち合わせ等を行いまして、イメージとしては、朝倉の三連水車のような形でというような

御要望もございましたので、大きさはあれほど大きいのはちょっと予算的にも無理ということで、直径が2メートル、1.8メートル、1.5メートルという3基の水車を、公園の中央に水路的なものがございます。そちらに3基並べて設置をするということで、従来は、足踏みタイプのものの1メートル程度のものを公園の東側の水路に3基並べて置いてございました。今回につきましては、より本来の水車に近いような形でのものを3基、中央に設置をするというところで現地で打ち合わせをして、中の設計に入っておるところでございます。

それから、維持管理につきましては、塗装等々が必ず必要になってくるということで、塗装を行わないと老朽化が激しいということでもございますので、そこら辺については、町のほうで適正に管理をしていくということで、ランニングの予算も後々はとっていくことになるかとは思っております。

以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

本当にですね、多額の予算をつけていただいて、地元の議員の一人としてありがたく感謝をさせていただきたいというふうに思います。ただ、三連水車というのは初めて聞いたんですね、非常に三連水車ということであれば、またありがたいことなんです。ただ、一連かなと僕は思っていました、一連についてはやっぱり5,000千円という非常に高いなと思っていました。9月の補正で提案をされておりますので、これにつきましては、今年度中に工事完了をしなければならないと僕は思っていますが、その旨ですね、早急に入札をしていただいて、年度内に終わるようにお願いをしたいと。

それから、確認ですが、行政のほうで管理はするということで理解してよろしゅうございますか。

#### ○財政課長（高島浩介君）

今、議員のおっしゃるとおり、年度内完成を目指したところで、今回、設計のほうが、一応9月末で完全に固まるというところで、それ以降の入札で年度内の完成を目指しております。

それと、議員のほうで御懸念されておるのが、公園の管理が地元地区にお任せをしておるということで、そこの中に入ってるのじゃないかということでちょっと御心配されているかと思いますが、水車の管理につきましては、なかなか専門性が要ということで業者のほうも言っております。それと、腐食させないためには、当然、定期的なメンテナンスと塗装等は行ってくださいということで言われておりますので、そこら辺の予算につきましては、ちょっとここで確定的なことは申せませんが、担当課としては計上していきたいと思っております。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

この案件につきましてはですね、本当に町長を初め、執行部の皆さんにありがたく感謝を申し上げさせていただきたい。ぜひ年度内に工事が終わるようにお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いをしておきます。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○9番（原田 希君）**

11ページ、一番上ですね、施設整備費の節の13. 委託料、説明の学校施設長寿命化の調査と書いてあります。ここの説明をお願いしたいんですけど、小、中学校両方ともなのか、それから、外壁等となっていますけど、どこら辺までを調査をされるのか、調査後、計画つくったらすぐに悪いところは解消をされていくのかということとところで、以前、大規模改修という話がありましたけど、それは、もう途中で白紙ということになっています。そのあたりの絡みなのかどうかですね、御説明をお願いします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

ただいま原田議員より御質問いただきました。ページ11、10の教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の13. 委託料、説明書きの学校施設長寿命化計画策定に係る外壁等劣化調査委託料454千円について御案内をさせていただきます。

まずこれは、今回、学校施設の長寿命化計画を策定するに当たり、小、中学校の校舎、それから体育館などの屋根、それから、外壁の劣化状況について、目視点検及び劣化状況調査表の作成が必要になります。そこで、そのための調査委託料ということで計上をさせていただいておるものでございます。

また、議員御案内の大規模改修、それから、今後の計画というのとは別でございまして、長寿命化計画を策定するもの、そのための調査でございますので、少し調査した後、またどうこうするというのは、今後またそれぞれ計画を立てていくということになります。

以上です。

**○9番（原田 希君）**

とりあえずその計画をつくるための調査ということで、悪いからすぐやらにやいかんという話にはならないということで理解をしました。

今後、計画策定された後、当然、悪いところをやっていかにやいけないんですけど、そこはもう一般質問でも出ましたけど、きちっと教育委員会、教育委員さんらと協議しながらですね、前回も何か大規模改修の話に関してはですよ、廊下まで含めたところとか、いや、やっぱり壁だけですかいう、ちょっとなんかおかしいやりとりがあっていましたので、今後そういったことのないようにですね、きちっと計画立てて、きちっと関係各署と協議をしながらですよ、しっかり進めていただきたいというお願いをさせていただいておきます。よろしく申し上げます。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○7番（吉富 隆君）**

大変申しわけございません、先ほど続けてやればよかったんですが、説明書きの12ページ、款の10. 教育費、目の1. 保健体育総務費、節の13. 委託料なんですが、野球教室委託料と、こうなっておりますですね、1,000千円の消費税だと思うんですが、この内容説明をお願いをしたいと同時に、野球も盛んな町でもあります、サッカーとの関連はどうなるんだろうかというふうに考えますので、内容説明方をお願いしたい。

**○生涯学習課長（矢動丸栄二君）**

ページの12ページ、款10. 教育費、目1. 保健体育総務費、節13. 委託料、説明の野球教室委託料1,080千円についての御説明をいたします。

昨年、10年ぶりに上峰町で行っていましたが、野球教室のほうを予算をつけさせていただきまして、昨年12月に中央公園のほうで、小学生少年野球チーム、また、中学校の野球部さん、また、小学生の一般の子供さん、含めて75名の参加をいただきまして野球教室を行いました。来ていただいた野球教室の指導者としましては、ソフトバンクホークスさんのほうの現役の選手2名と、また、コーチさんですね、元野球選手のOBさん3名に来ていただいて5人体制で75名の子供さんを御指導していただいたということでございます。

上峰町のスポーツ少年団といたしましては、野球、空手、バレーボール男女、また剣道とサッカーと5団体のスポーツ少年団が今あります。その中で、昨年が野球教室を開いたということになります。その他、サッカーという、さっきお話はいただきました。サッカーのほうを、サガン鳥栖さんが地元でプロチームとして活躍されてますんで、そちらのほうで、うちの上峰小のほうで少年のサッカー教室を開催をお願いできないかということで御相談申し上げました。それにつきましては、サガン鳥栖さんのほうは年5回程度サッカー教室を行っているということです。ただ、うちが、上峰町が希望を上げたとしても、ちょっとそれにいつどう応えられるかは、ちょっとまだ返事ができないということになっております。また、子供さんの数を、今、上峰町の子供の数ではちょっと規模が小さくて、100人、200人体制で指導ができるところを今優先的にやっているという話を聞いております。そういうところもございまして、うちとして検討すべきところは、やっぱり上峰町のみだけではなく近隣のサッカーチームさんをお呼びして、上峰町の中央公園でしていくような計画がまず必要になってくるかと思っております。今回そういったこともございまして、来年度にサガン鳥栖さんの計画がちょっと難しいかということになっております。

今回また、去年同様、少年野球さんのほうを中心に、スポーツ少年団のこれからの発展を願ってまた予算計上にさせていただいたところでございます。

**○7番（吉富 隆君）**

本当に非常にありがたいことなんですよね。1,000千円の予算を計上して子供たちが喜ぶような野球教室が開催されるということについては大変喜ばしいことだなというふうに思っております。

ただ、私がいつも思っているんですが、野球教室を少年野球でやって、中学に行って部活がなされてないんですよね。再三この一般質問の中でも出てきました。外部からですね、指導者を雇い入れることはできないかとかいう問題も出てきました。そういったことについてはどのようにお考えでしょうか、生涯学習課。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

私、教育課のほうから先に御答弁をさせていただきます。外部の指導者ということで御質問いただきました。中学校のほうでということ。

さきの大川議員さんの一般質問の中でもございましたとおり、制度が変わりまして、今後、外部指導者が引率もできるような制度もつくっていただいております。また、野球に関しましては、小学校のときに、野球の子供たち、たくさんおります。それがやっぱりいろんなところでチーム、また活動、所属、そういうのがありまして、中学校の部活動には1チームできないぐらいの人数になってしまったとか、よそのチームのほうでまた活動をされておるといような状況が今ございます。そういうことで、中学校のほうでまた優秀な御指導の先生等、確保できれば、また子供たちはそこで活躍することもあるのかなというふうに考えております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

いろいろ問題等々あるようでございますが、外部から指導者がおるということになれば、クラブとはいえ、参加する人間がふえてくるのではないのかなという感じがいたします。

僕はよくプロ野球の試合をテレビで観戦しますが、佐賀県からも有名な人が出てるんですね、本当に。基山から2人、それから、あそこは巖木ですか——からも有名な人が出てきておりますよね。佐賀って、三養基高校からも1人おられますよね。そういったことも含めて、非常に佐賀県の野球についてはレベルが上がっている。その下支えをしてるのが、少年野球であり、中学校の野球クラブではなかろうかなというふうに思いますので、今後の課題として頭の隅に入れていただいてももらいたい。いろいろと同僚議員からも、この外部からの指導者という話もありましたけども、こういったことも含んでいたと思うんで、その辺については今後の課題として、早急な課題ですもんね。そういうことをしていただきたいし、野球ばかり力入れても、サッカーも、バレーも剣道もと、いろいろクラブ活動があるんで、そこら辺で大変だと思うけれども、上峰町の発展のために御尽力を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

○1番（向井 正君）

10ページが一番上の款の8. 土木費なんですけど、この一番上の段の目の1. 用悪水路費ですか、節の15. 工事請負費ということで、水路改修工事費として3,000千円上がっておりますが、この場所、鳥越地区っていうことは伺っておるんですけど、もう少し詳しい場所の説明をお願いいたします。

○建設課長（三好浩之君）

おはようございます。ただいま向井議員のほうから御質問がありました3,000千円の場所をとということなんですけれども、2カ所予定しておりまして、1カ所につきましては、請願事項でございました鳥越地区の用悪水路ということで、あれは中原三瀬線横の請願事項の場所を1カ所上げております。

あと1カ所につきましては、鎮西山の登り口の東の部分ですね、五万ヶ池からおりてくる場所の水路になりますけれども、その護岸の部分がちょっと裏があらわれておりまして、その部分の改修工事を計画しております。

以上です。

○1番（向井 正君）

その金額の内訳がわかりましたらお聞きしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

両方とも1,500千円程度ずつで計画しております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明書の3ページをお願いいたします。

款の11. 分担金及び負担金の鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金536千円、この件については、上峰町内の方で手話を習いたいという方が、この講座に出席される人数における負担金ということでしょうか、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

それと、続きまして、説明の7ページですね、先ほど同僚議員からも質問が出ておりました総務費の目の13. 施設管理費の中の工事請負費での三連水車関係であります。いろいろと質問がされましたが、それに加えて、1つ、2つお尋ねしたいと思います。

前回、三連水車が設置されておったときの状況を振り返ってみますと、いつも三連水車が木製でありましたですね。そして、いつも一番下の部分が水につかっていた状況でした。そういうことから、傷みも案外早かったような感じがするし、今度は、いつも使っていた部分がどうしても重たくなるものですから、なかなかそれが、前回も足踏みにはなっておったと

思うけど、しにくかったというようなこともあったかと思えます。で、今回場所も変わって中央部分にということですが、その材質が以前と同様で木製なのか、それとも、例えばプラスチックとかそういうやつなのか。それは腐れることを防止するという意味でそういうやつのを予定されているのかというのを、今さっきは防腐剤を塗るということもありましたが、その辺をひとつお尋ねしたいと思えます。

それと、関連ですが、水はいつも常時流されておるものかですね、その辺もちょっとお尋ねしたいと思えます。

それから、次に11ページ、先ほど、これまた同僚議員から出ましたが、教育費の施設整備費の委託料の中での学校施設長寿命化計画策定に係る外壁等劣化調査委託料454千円組んでありますが、先ほどの説明では、具体的な設計を組む前の調査段階の費用であるというような説明だったと思えます。そうすると、6月議会の折に、トイレの話をさせていただきましてですね、そうすると、小、中学校、総合的なトイレ改修計画を組んで取り組むのがいいんじゃないかということで、提案といいますか、質問させてもらった折に、その方向で、次の議会ではそれに関係する、設計に関係する予算を上げていきたいというふうな答弁もいただいていたかと思えますが、この事前調査の中にはトイレ関係も含まれてのことかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

以上、質問します。

○議長（寺崎太彦君）

答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

大川議員よりの御質疑の件で、鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金の件かとお見受けいたします。

参加される方の要件に関しての御質疑かというふうにお見受けいたしますが、一応、参加対象者につきましては、高校生以上の方で、もちろん保護者の同意は要ります。高校生であれば、成人になってらっしゃらない方はですね。それであって、鳥栖・三養基地区にお住まいか勤務をされている方で、講習終了後も聴覚障害者の社会参加促進のため、聴覚障害者とともに地域活動に積極的に参加、協力する意思のある方ということにしております。

これにつきましては、もうちょっと詳しく申し上げますと、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会のほうに御依頼をして実施するものでございまして、一応、全工程としましては、47回の講座を設けさせていただきます。そして、定員につきましては20名、そして、受講料は無料です。終了条件といたしましては、講義、実技のうち、おおむね75%以上の出席が要件となりますというような趣旨の事業でございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに答弁を求めます。

**○財政課長（高島浩介君）**

先ほど大川議員のほうから三連水車についてということで御質問ございましたが、従来の形をちょっと皆さんごらんになったことがあるかと思いますが、ちょっと私のほうも、従来どういう形であったかというのを、今回、事前の写真でちょっと見たんですが、従来は、足踏みをするように、公園の東側のほうに農業用水利的な水路をつくって、そちらに三連水車を据えてあって、形としては、本来、神崎市あたりに据えてあるような形の水車ではなくて、ちょっと（「小さ目」と呼ぶ者あり）木組みの水車というような形ではございませんでした。

今回やるのは、前回もお答えをいたしました、オブジェ的なものというか飾りと申しますか、そういう形で、中央に3基、水路としては、現在そこは流れているような水路ではございません。そちらのほうに3基据えて、あと、乗ってというのはちょっと危険があるということで、それと、ベアリング等を入れて手でくるくる回るといようなものもちょっと区長さんとも打ち合わせをしたんですが、手を挟んだり、そこら辺の危険性があるということで、ちょっとぎゅっと力を入れると回るといような形での設計を思っております。材質については、ふるさと学館等に飾ってあるような木組みの普通の木製の水車ということで、基本的には足踏みをして遊ぶというよりも、飾りと申しますか、オブジェ的なものということで現在設計を進めておるところでございます。水については、枯れ水路と申しますか、中央に飾り的な水路がございますところに設置をするといところで検討をしておるところでございます。

以上です。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

私のほうからは、11ページで、学校施設長寿命化計画策定に係る内容の中にトイレ改修の費用も出てくるのかといった趣旨の御質問かと思えます。

今回、概算で長寿命化に対してどのくらいの予算が必要なのかということをお尋ねすることに対して、この学校施設の長寿命化計画ということをお策定いたします。よって、トイレの改修についても、概算の費用が出てくるものとなります。

さらに、このトイレ改修の補助をもらうためにもこの長寿命化計画をお策定する必要がございますので、先にこの計画をお策定し、その後、それぞれのトイレの改修、それから外壁の改修、給水の改修、排水の改修、それぞれ金額、概算費が出てくる、また、維持管理費が出てくるということになっております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま事務局長から11ページの件について答弁いただきましたが、トイレのことも言わ

れておったとおりに、含んでのこの調査をするということと聞きましたので、安心しました。とにかく前回、このトイレ改修関係についてのローテーションを示してもらいましたですね。それが私は、もう毎回申しますように、一番使う頻度が高い部分、トイレでありますから、一日でも早く改修をしていただきたいという思いがあるものですから、前回示されたローテーションがおくれないように、ぜひ計画どおりに進むようお願いをしていきたいと思えます。

それと、先ほどの三連水車関係ですけれども、じゃ、全然今までとは違って、オブジェ、置物的な形で、部分的には手動でちょっと力をかければ回るような形のものということですね。そうすると、水も流さないというと、何か水車というあれからすると、ちょっと何でというような感じもしますけれども、やっぱし今からでもその辺は検討して、もし変更でもできれば、水が流れるような形でというふうにしてもらえればもっといいんじゃないかなと思いがしますが、いかがでしょうか。

#### ○財政課長（高島浩介君）

そちらにつきましても、初め検討はいたしました。基本的には、従来の水車を回しておるのが、横のため堀といいますか、あちらからポンプアップをして、その専用の水路にわざわざつくって水をためて流してあったというような形での水車でございました。今回はそちらのほうに水を流すんじゃなくて、中央に、庭的に水路をつくってございます、浅い水路。そちらのほうに3個続けて中央で見える部分に据えるということで、なかなかあそこに、今回の工事費の中で、あそこを水がつかって水車が回るというようなところまではちょっと考えておりません。先ほど議員が御指摘になられたように、従来の水車のほうでも、下のほうはずっと水につかっておる状態で、腐食して、なかなか子供が足でしょうと思っても、もう重くてできなかったというようなお話も地元でもありましたので、今回は、基本的に、流そうと思えばもう一回、あそこのポンプアップ等々を検討しなければならないと思っておりますが、基本は、その三連を並べてするということまでとは思っております。

以上でございます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○3番（田中静雄君）

2点ほど質問をさせていただきます。

10ページの一番最後のほうですね、節の工事請負費、これ、防災行政無線の戸別受信機設置工事というのが2,400千円上がっていますけれども、これはもう申し込みがあって、金銭的に不足したからその予算上げられているのか、それとも、さらに、これからまた申し込みを行ってやっ払いこうとされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、次の11ページ、目の施設整備費、その節の15番ですね、これの上峰中学校多目的トイレ設置工事、これは洋式のトイレだろうと思いますけども、洋式のトイレということになるといろいろなものがありますけども、一番最新式といえば、入ったらぱっと口があいて、水洗までやっていくようなトイレがありますけども、どの程度のトイレなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、10ページですね、9の消防費、1の消防費、目の2の消防施設費の工事請負費の2,400千円につきまして答弁申し上げます。

今現在、10月末をもってこの戸別受信機の設置工事を現在発注しております。箇所数につきましては20カ所で、今発注しているところがございますけれども、その後、13カ所ほど申請が今現在来ているところがございます。よって、今後も申請箇所がふえる見込みでありますので、今現在あります13カ所と今後の申請箇所を見合わせたところで、今回予算をもらって、再度、戸別受信機の設置工事を発注したいと思っているところがございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうから、11ページ、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の15. 工事請負費の多目的トイレの洋式はどういったものをということで御質問をいただきました。

今回こちらは、障害を持つ生徒を受け入れる一助として、多目的トイレということで改修をさせていただきます。よって、トイレの形式につきましても洋式、内容につきましても、自動で洗浄できるものが好ましいというふうに考えております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

10ページの防災無線の関係でございますけれども、この使い道ですね、現在、避難の放送とか議会の開会とか、行事等の御案内がなされておるようでございますけれども、もう少し使い道を広げるような考えはありませんかね。

○総務課長（江崎文男君）

今、防災無線の使い道につきましては、先ほど申されましたとおり、緊急時の避難対応とか、昨日も質問のありました国からの緊急的な放送、また、役場内での放送につきましては、議会の広報とか、近くでは、今度あります運動会の広報等、役場内での行事等にも多発的に

課から要請があればですね、そういう面にも使っていきたいと思っております。

また、先般にも質問がありました、消防関係でも使われないかなという御指摘もありましたけれども、消防関係につきましても、今後ちょっと協議をすることにしておりますので、なるべく多発的といいますか、枠を広げて利用されるような方向でいきたいと思っております。

#### ○4番（碓 勝征君）

先日の火災発生のことですけれども、実は警備のほうに尋ねたところ、もう全然違う箇所の場合を言われた経緯があるんですよ。だから、ある程度、災害箇所が確定をしたならば、私は不安解消をするためにも、やっぱり住民の皆さんが心配をされておる嫌いがかなりあると思うわけですよ。だから、私はこの火災の関係につきましても、ぜひですね、もうある程度確定段階でようございますので、一斉放送なりで活用してもらったらどうかなという思いがありますので、そこら付近は一考していただきたいというふうにお願いしておきます。

#### ○総務課長（江崎文男君）

先ほど私も答弁しましたように、火災での使い道についても今後検討していきたいと思えます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○5番（漆原悦子君）

今質問された消防費のところの防災無線の件で関連ですけれど、設置した後ですね、聞こえないとか、雨の日に入らないとかいろんなことで、一般質問のときもですよ、鳥越、上のほうと、それから米多の辺で変更というかな、アンテナ工事とかをしたというふうな話が出ていますが、この周波数というのは何か決まっているんですかね。実は、私の家もそうだったんですけど、お天気の日に来られたときはすごくよく入ったんですよ。ところが、設置が雨の日で全くだめだったんですよ。そうすると、全部アンテナをしなくちゃいけないとか、いろんなことになっててですね、やっぱり雑音が入ったりとか結構聞きづらい面もあるんで、その辺の周波数とか何か決まり事があるんでしょうかね。

#### ○総務課長（江崎文男君）

ちょっと専門的になりますと、周波数がどのくらいのあれかというのと、私ちょっと今答弁を申し上げることでできませんけれども、基本ですね、アンテナをすると聞こえるということなんです。ところが、今、議員さん言いましたとおり、調査をするときにはアンテナが必要かどうかのまず調査をいたします。それで、その調査をしたときに、アンテナをしなくてもいいという判断でなったときに、実際現場の方が現場に行ったときに、先ほど言われたとおり、いろいろな条件によって、ここはアンテナをしなくちゃいけないなというようなところがやっぱり少し出てきております。だから、基本的にはアンテナが必要ということになっ

てくるかと思えますけれども、ただ、アンテナをつけることによって家にちょっと穴をあけるとか、そういうふうなところがありますので、なるべくアンテナをつけない方向で皆様方要望をされてますので、そちらのほうではしてはしますが、今言ったとおり、調査の時点と実際つけている時点で若干そのような問題点がちょっと出てきているのも事実でございます。

**○議長（寺崎太彦君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

**○8番（大川隆城君）**

11ページをお願いします。

款の10. 教育費の目の3. 文化財保護費で、作業員さんの賃金が補正上がったりしておりますけれども、作業員さんの賃金ということになると、発掘調査をする場所がふえたのかなという感じがしますけれども、その辺、最初、当初計画していた箇所よりかはふえたのかなどうか、それと、実際にされているところの場所、どの辺かをよかったら教えていただきたいと思えます。

**○文化課長（中島 洋君）**

大川議員の発掘調査作業員賃金の件で御答弁申し上げます。

作業員賃金の696千円なんですけれども、こちらのほうは、国庫補助金のほうで対応をしている部分のところで、500千円を国庫補助金のほうで今対応して、200千円のほうは単費のほうです予定で今しております。

この場所なんですけれども、今実際、個人住宅のほうの建設が進んでおります。実際のところ、場所的には、上坊所櫛寺遺跡のところの分譲住宅の本調査事業。本調査事業といいますと、遺構が壊されている可能性が出る場合は、本調査を行いなさいという保護法があります。こちらの法にのっとって本調査のほうをしていると、そういうケースが出てきております。こちらの本調査にかかわる事業に対する賃金の補正をお願いしているところです。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

ということは、今回の賃金増は、この上坊所櫛寺区の本調査の分ですよということですが、じゃ、先ほども言いましたが、今年度予定されておった発掘調査の箇所数よりもふえることはないということですね。もし、ないならいいですけども、じゃ、どこを予定されているのか。もう既にほかにもされているところがあると思えますので、されているところ、予定されているところ、よければちょっとお知らせいただきたいと思えます。

**○文化課長（中島 洋君）**

当初予算の段階では、予定箇所という形で上げておりました。で、一番初めに、

当初予算で上げてた部分のところから、本調査地区で今上がったとこの分のところは増額で上げているところなんですけれども、実際今、開発行為が行われる前の段階での調査地区になりますので、いろいろ今、分譲住宅に入る前に業者のほうが参りまして、試掘調査等の発掘の調査を行うという形になります。実際、場所的には三上地区等でありまして、あくまでも分譲住宅に入る前までで、一番初めに当初予算で上げている部分は、あくまでも予想のところ、計画のところまで上げておるところです。

今後また分譲住宅等が出てくる可能性もありますので、そういったところに対しての予測のもとに、計画のもとに今のところは補えるかなという形でしているところなんです。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

ですから、さっきも言いましたように、当初予算の中で、発掘調査予定何カ所というのを組んであったと思いますよね。ですから、それは、もう当然するべきものということで計画に上げてあったと思うものですから、そこがもしよければ教えていただきたいということをお願いしておったわけですよ。当然、開発行為が次にずっと出てきた場合には発掘調査も伴うていきますから、追加の分については、その都度その都度また出てきましようが、最初に、当初に予定されていたところ何カ所というのは、もう既にするべきものということでの予定をされておったんでしょから、どこだというのははっきりわかっているだろうから、よければ教えてもらいたいという話なんですけど、いかがでしょう。

#### ○文化課長（中島 洋君）

当初予算に上げていた分に対しては、あくまでも予測のもとに何カ所という形のところではなくて、例年これくらい上がっているという形のところで当初予算のほうに上げてた分です。

以上です。（「わかりました。見込みでやんね、はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○6番（井上正宣君）

9ページの農業振興費ですが、箱わな購入費ということで220千円上がっておりますが、大きさと個数を教えてください。

#### ○産業課長（小野清人君）

箱わな購入費でございますが、イノシシ用の箱わなを計画しております。2基でございます、予定は。（「2つ」と呼ぶ者あり）はい。

#### ○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

## 日程第2 議案第38号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 議案審議。

議案第38号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（吉田 豊君）

補正の中身じゃなくて国保のあり方なんですけど、御案内のとおり、30年4月から国保の広域化が進められておりますが、先般の佐賀新聞によりますと、佐賀市の担当部局の見解として、赤字解消は努力目標であるという見解が示されました、新聞でですね。前回、国保の運協の会長会があったときにも、県のほうに正しく指導するよということでも申し上げたところ、努力目標じゃなくて、あくまでも必須条件ですよということでも県は言っておりますということをおっしゃったんですね。恐らく必須であれば、一般会計から繰り入れてでも赤字解消は佐賀市が当然してくると思うんですが、まずは、県下20市町がですよ、足並みを一斉にそろわんとスタートができるわけがないわけですね。だから、少なくとも担当課長、会議を今後進めていく上で、強くその点について要請をしていただきたいと思います。

それと、上峰町では、標準保険税が上がるか下がるかというのが一番、被保険者は気にしていると思うんですが、いつの時点で県のほうからお示しがあるのかですね、早くしてもらわなければいけないと思うんで、それについて、わかる範囲で結構ですので、お示しをいただきたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

2点質問をいただいております。

まずちょっと赤字の関係からなんですけれども、現在、きのうの一般質問の中でも質疑のほうございましたけれども、累積赤字を超える団体につきましては、県内で13市町というふうに把握をしております。都道府県内市町村におけます赤字団体の割合は65%ということで、全国ワーストというふうに聞いております。ただし、広域化がなされた後でも赤字額は当該赤字自治体そのまま負担をするということになっております。他の自治体も他団体の赤字を埋め合わせるというふうな仕組みにはなってございません。ただ、国保の趣旨が、本来の趣旨からいえば、単年度の収支が均衡しているということが原則的な考えでございます。赤字がある自治体においては、恐らく繰り上げ充用とか、一般会計からの繰入金とか、そういった諸事情があったのではないかと承知はしておりますけれども、そういう推察はできませんけれども、赤字を持っている団体におきましては、やはりその自治体の責任でもって解

消に努めていただくよう努力していただきたいというスタンスは持っておりますので、その辺に關しましては、議員のお考えと私の考えも同様のものというふうに考えておるところでございます。

また、標準税率のほうですけれども、これも今、これまでもいろんな試算がなされております。ただ、現状におきまして試算する中においてですね、ちょっとここまで言っているかどうかはわからないんですけれども、正確なものというような状況等はちょっと言いがたいようなデータを用いてやっているようなところがございます。

それで、第3回の試算というのも7月のほうに行われてはいるんですが、これに關しましても、ちょっとどのような取り扱いをというような形で今議論が進んでいる状況ではございます。

また、10月に仮係数というものをを用いたところで算定をいたします。そして、12月に本係数というものをを用いて算定をいたします。ですので、この10月の仮係数、12月の本係数、こちらのほうをよりどころに考えていくべきではないのかというような考えをあわせ持っているところがございます。

したがいまして、この辺の内容につきましては、これまでの考え方も含めたところで、昨日の一般質問の中でも答弁申し上げたとおり、国保運営協議会の中でもこれからいろいろ吟味をして、中身について諮問をさせていただきまして、町としてのあり方、町としてどのような方向で向かうべきかというような議論を今後させていただきたいというふうに思っておりますので、そういった方向性ということで御認識をいただければというふうに思っております。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

今課長の説明では、10月に仮係数、で、12月が本係数で示されるということなんですが、仮に12月に本係数が示されて、それから諮問しよって、これ、住民説明をする期間があつてすか。3月になったらもう説明会をするあれがないですよ。

## ○健康福祉課長（河上昌弘君）

諮問につきましては、その段階で諮問ということは考えておりません。もうちょっと早い段階でというふうには思っております。秋、今ぐらいよりちょっと後ぐらいですね、という形でちょっと思っておりますので、そこまで大きくずれ込んでということではないと思います。ただ、1回、2回でちょっと国保運営協議会のほうの審査内容が終わるとも到底思えませんので、答申まで作成する段階においてですね。その中で、数回にわたって議論をしていただくような形になるかと思っております。そういった中で、いろいろ比較検討をしていただくような材料が徐々に出てくるということになりますので、後々になってからだんだん実数に近づいたようなデータは出てくるとは思いますが、それまでの段階でも協議すべき点について

は多々ございますので、そういった御認識で思っていただけると幸いです。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

じゃ、ちょっと突っ込んで聞きますが、課長の感触として、上峰町の国保税は上がりますか、下がりますか。

**○健康福祉課長（河上昌弘君）**

今非常に難しい質問を頂戴いたしまして、私のほうでもなかなか難しい、即答をちょっとしかねるような状況ではございますけれども、現段階におきましては、ちょっとどちらとも言いがたいというような状況でございます。確かに、広域化することによってスケールメリットとして保険税が下がるのではないかという考え方も1つございますけれども、算定の式をいろいろ見ていると、もうちょっと複雑でございます。本来、保険税として、まず、佐賀県全体で必要な保険給付費というものをまず算定をする必要がございます、そこから、国費、県費などの公費を差し引いた上で県単位で保険税として集める額というものを、まず一旦算出をするような仕組みになっております。そして、市町ごとに案分をいたしまして、市町ごとに——これは一旦、納付金といたしまして、県のほうに納めるお金というものを算定するという仕組みになっております。市町ごとの納付金に、これに現状でやっております保険事業をプラスして、その状況から保険者努力支援制度といったようなものを差し引いて、標準保険税率の算定に必要な保険税総額、つまりこれが、市町が保険税として必要として集めるべき額というものを算出することになります。これを標準的な収納率で割り戻したところで標準保険税率というものが定まるような仕組みになっているんですけれども、仮に上がるとすれば、要因といたしまして、保険給付費の推計の増とか、あるいは医療費水準や被保険者の所得水準が高い、あるいは財源構成上、公費の割合の増減、前期高齢者の交付金や精算額、一般会計からの繰入金がある場合などは上がる可能性があるというふうに考えられております。ただ、現段階では確定ではなく、流動的な要素というのも非常に多うございます。ですので、見通しといたしまして確たるものがあるわけではないということに御留意いただきたいというふうには思っております。

ちょっと現段階でわかる内容としては、以上のような形になると思いますので、御了知方お願いしたいというふうに思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

下がる見込みが強いような発言でですね、安心したんですが、上がる場合にはね、1回の説明会ぐらいでは終わらんとするんですよ。だから、かなり実施するまでに期間を持っておかないと、部落説明会も、下がるのであれば1回で終わりますので、それで済むと思うんですけど、上がる場合は、2回、3回という要請があれば、やっぱり部落に出ていかにやいかん

と思いますんで、期間的なものと、おうまんでいいから、上がるか、下がるかということをお尋ねしたところです。

私は以上で終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○8番（大川隆城君）**

関連で申しわけないけど、1つ質問をさせてもらいます。

先ほど同僚議員からありましたことに関連でありますけれども、とにかくそれぞれの市町が赤字解消することは、もう当然努力してもらわなくちゃなりません。4月からというのはもう決まっていることですから、当然それに合わせなくちゃいけない。そういう中で、先ほど課長からもありましたように、それぞれの市町が赤字解消のためにいろんな手だてをして詰めてもらうことは当然お願いをしたいわけですが、それでもいよいよできなかつた場合には、先ほど言われたように、今後についても、それぞれの市町ごとに負担とかはしていかななくちゃならないことはもう当然だという話がありました。その中で、赤字解消ができない市町にはペナルティーを課すことも必要だという意見もあっていると聞きます。それに対して、県が担当者会議等々で言われているのが、赤字を積み残した自治体に対して、県が交付金を出さない配分調整も提案しているというようなこともお聞きします。それは私も当然だろうと思いますが、その辺について、当然また今後も担当者会議等々ありますけれども、課長自身はどういうふうにとめられるか、まずお願いしたいと思います。

**○健康福祉課長（河上昌弘君）**

大川議員からの御質疑ですけれども、先ほどのような議論、言われたような御議論も確かに中にはございます。県が交付金を出さないという、配分調整というんですけれども、そういった提案というのも実際なされております。ただ、実質的な、これはペナルティーになりますので、交付金がなければ、人間ドックとか、そういった補助を市町が自主財源で行うか、あるいは加入者の自己負担という形でふやすというふうなこともなります。

先ほど来申し上げているとおり、国民健康保険というのは、本来、単年度の収支の均衡というのが大原則でございます。それで、広域化に伴いまして、県も保険者として、当然、財政責任の主体というふうになりますので、課題がありながら放置することはできないというような主張もあるようでございます。

また、赤字の解消につきましては、このごろ急に出た話じゃないんですよね。これは以前から長い時間をかけて議論がなされたという経緯もございます。ただ片や各市町においても、何がしかのやむを得ない事情があって、好きで赤字団体になるような団体はまずないだろうというふうに思っておりますので、いろいろな事情が重なったのではないかなというふうなところでしんしゃくする向きもあるかと思えます。

で、私、個人的な立場でどうかということと言われておりますけれども、まず、赤字の解消につきましては、申し上げているとおり、各自治体とかがやはり責任を持って行うべきではないかなというふうに思っております。

また、制度上、先ほども申し上げたとおり、他の自治体がそれを補填するというような仕組みもございませんので、それは当然引き継いでいただくのが筋じゃないかというふうに思っております。

ただ、そのペナルティーに関しては、ちょっと今後のそういった配分調整とかの話も出てくると、若干こう、シビアなところにもなっておりますので、ここに関しては、ほかの市町の意見もあるかと思えますし、佐賀県の考え方もあるだろうと思えますので、そういったそれぞれの意見を聞いたところで私ども上峰町としての意見も整合させていきたいというふうに考えておりますので、この辺で御勘弁いただければというふうに思っております。

#### ○8番（大川隆城君）

先ほど、これまた同僚議員からも出ましたけれどもですね、今現在の保険税関係がモデル的なやつを比較した場合には、上峰町は県内20市町の下から3番目に安いようになっているようですね。ですから、きのうも、前日も申し上げましたけれども、やはり広域化がなされるということは、皆さんの受けとめとしては、今現在よりも安くなるという受けとめがほとんどだと思います。ですから、我が上峰町においても、この下から3番目がなお下がるようなことで、同僚議員もそれを聞いて安心したという言葉が出ましたけれども、私もぜひそういうふうになるようお願いをしたいと思いますので、今後、担当者間会議等々あるときには、もう各皆さん、お知り合いの方ばかりだろうから一緒に頑張ろうやということで、うちから発信していくというようなこともぜひ頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

それと、次にですね、この説明の6ページのところで、款の11. 諸支出金の一般会計繰出金で1,778千円、返還金ということで上がっておりますが、これはどういうことで返還金というふうにつながったものか、説明をお願いします。

#### ○健康福祉課長（河上昌弘君）

言われておられますところは、6ページの款11. 諸支出金の項2の繰出金の一般会計繰出金のことかというふうに思っておりますけれども、こちらにつきましては、出産育児一時金の1,400千円、それと、総務事務費として378千円、これは前年度の精算金という形で一般会計のほうへ繰り出す、要は戻すというものの趣旨でございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

### 日程第3 議案第39号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 議案審議。

議案第39号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

### 日程第4 議案第40号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案審議。

議案第40号 平成29年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

### 日程第5 議案第41号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案審議。

議案第41号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

説明書の3ページ中ほどで款の7. 諸収入、項2. 雑入、目. 雑入の12,000千円の雑入が計上されておりますが、説明のときには県道の加茂交差点の交差点改良に伴う下水道の移設に伴う費用負担ということで、雑入で計上されておりますが、金の性質上、これは雑入じゃなくて分担金負担金で計上するのが正しいんじゃないかというふうに私は思うんです。というのは、県道の交差点改良に伴う上峰町の下水管の移設が余儀なくされた。そのために工事の分担金として、どれが払うかわかりません。私の想像では多分県が負担するんじゃないと思うんですが、それについて説明をお願いいたします。

**○建設課長（三好浩之君）**

ただいま吉田議員のほうから御質問ありました諸収入、雑入、雑入、下水道管移設補償料12,000千円の費目が、雑入ではなくて分担金負担金ではないかというふうに御質問であったかと思えますけれども、まず分担金負担金という性質で負担をしていただくものではなくて、議員御指摘のとおり、県のほうとの移設補償契約という契約に基づき、うちのほうが受け入れをするものでございます。中身としましては、工事に伴う入札後の工事請負代金の額、それに係る設計委託料、6月補正の中で計上させていただきましたけれども、それを両方あわせて精算契約というような形でその分を受け入れるものでございます。性質上、分担金負担金とは中身が違うと思ってこちらのほうで計上させていただいております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

じゃ、財政課長、分担金負担金の性質について説明をお願いします。

**○財政課長（高島浩介君）**

分担金負担金と申しますのは、ある程度義務的なもので、負担率等が決定したところに入ってくるものかと思っております。先ほど言われております雑入につきましては、そういうところのはっきりしたルール決めがないというところに入ってきているものかと思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

負担率が明快な場合については分担金負担金になるということですが、じゃ、県に補償工事としてうちがせんでね、移転補償工事として県にさせればいいんじゃないかかなと思うんですが、それについて三好課長いかがですか。

**○建設課長（三好浩之君）**

ただいま吉田議員の御質疑について、町のほうではなくて県のほうにさせてはどうだったかということの御質疑だと思いますけれども、県の工事の中で埋設物に関しましては、うちのほうで占有という形をとっております、占有者のほうで行うということで、明確に占有許可をいただくときに、支障ある場合については占有者のほうで移転を行うということで許

可をいただいております。その関係上、県の工事に支障になった場合、うちのほうでやる必要があるんですけども、その場合の費用負担についても、本来であればうちのほうで支出すべきものでございますけれども、今回協議の中で、県のほうで補償費として計上していただくということで、今回この12,000千円計上しております。中身につきましては、うちのほうで施工してくださいということでのうちの施工ということになります。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

やっぱり県のほうは補償費として支払うのであれば、100%の負担割合という形で、分担金負担金ではだめですかね、やっぱり。

**○建設課長（三好浩之君）**

分担金負担金という形で計上ということでの御質疑かと思っておりますけれども、まず分担金負担金となると、ある一定——先ほど財政課長のほうから説明ございましたけれども、ある一定の基準に基づき分担をしてもらうとか、負担をしてもらうという率的なものとか、あと金額的なものの提示がされて、それについて負担をしていただくという形のものが分担金負担金だと認識しております。今回の場合、計上させていただいている雑入に関しましては、補償という形で、あくまでも移転補償費としての契約に基づき支払われるものであり、区分としましては雑入、なおかつ、その中身に関しましては、入札が終わった後の金額、実績に応じての補償料ということで話をしておりますので、これに関しましては雑入かと思っておりますけれども——以上です。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第6に入る前に、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号は、それぞれ決算認定の件であります。5議案につきましては、一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。よって、5議案につきましては、一括審議といたします。

**日程第6～第10 議案第42号～議案第46号**

**○議長（寺崎太彦君）**

審議に入る前に、監査委員による平成28年度各種会計決算審査報告を求めます。

**○監査委員（吉田 豊君）**

皆さんこんにちは。監査委員の吉田です。それでは、私のほうから平成28年度各種会計決算審査の報告をいたします。

決算審査意見書の1ページをごらんください。

読み上げて報告にかえさせていただきます。

---

## 平成28年度歳入歳出決算審査の概要

### 1. 決算審査の対象

- (1)平成28年度上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2)平成28年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3)平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4)平成28年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (5)平成28年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

### 2. 審査の期日

平成29年7月26日から8月1日まで（実質5日間）

### 3. 審査の総括意見

- (1)平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。
- (2)予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3)決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.61で前年と同率であり、高い水準を示している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度89.7%、本年度98.1%であり8.4ポイント上昇している。この主な要因としては、法人住民税及び地方交付税の減収が挙げられる。依然として厳しい状況が続いており、今後もこの点を充分認識してその改善に努力しなければならない。

実質公債費比率の早期健全化基準は、25%となっており、本町の場合は、前年度15.4%、本年度14.4%で1.0ポイント低下しており、一定の改善がなされている。今後も、公債費の割合は微減していく見込みであるが、これまで同様に行財政改革の取組みを継続していくことが必要である。

---

あとのページについては、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま吉田豊監査委員より平成28年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

お諮りいたします。質疑の途中ではございますが、日程第6から日程第10までの各種決算認定につきましては、委員会条例第4条の規定により、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第46号までの各種決算認定については、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定をいたしました決算特別委員会につきましては、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君を選任したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。よって、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君が選任されました。皆様方の御協力を重ねてお願い申し上げます。

ただいま委員長に選任されました原田希委員長は登壇していただき、御挨拶をお願いいたします。

**○決算特別委員長（原田 希君）**

皆さんこんにちは。ただいま議長のほうから御紹介いただきました決算特別委員会委員長に選任をいただきました原田希でございます。昨年に引き続きまして委員長に御指名をいただきました中で、ただいま監査委員の方から御報告がありましたとおり、経常収支比率は98.1%、実質公債費比率は14.4%となっております。まだまだ厳しい財政状況でございます。

議員の皆様におかれましては慎重審議していただきまして、中身の濃い決算特別委員会にしたいというふうに思っておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

なお、執行部の皆様方におかれましては、答弁はスムーズにできるようお願い申し上げます。就任の御挨拶といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（寺崎太彦君）**

ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

日程第11. 議案審議。

議案第47号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第48号

○議長（寺崎太彦君）

日程第12. 議案審議。

議案第48号 佐賀県東部環境施設組合の設立について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

この関係につきましては、先日も説明をいただきましたが、その中で9月1日から1カ月間パブリックコメントで意見を募るということでもございました。もう既に半月ほどが過ぎようとしておりますが、その方法としては、インターネットでパブリックコメントを求めるといようなことで説明があったかと思いますが、今現在、どういう——何といいますか、意見の出ぐあいといいますかね、集まりぐあいというか、どうだろうかというのが一つ気になりますし、今度はインターネットでということではありますが、もうそれだけでしか方法がないのか、それともそのほかにも方法があるものかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。大川議員の御質問でございます。まず、先日から全員協議会、どうもありがとうございました。御説明はしたとおりでございますが、まず議員の御質問の1点でございます。

実際、今、パブリックコメント、9月1日より実施を佐賀県東部環境施設組合のほうで求めているところでございます。これは施設整備に関するものということで求めているところでございまして、その方法でございますが、先ほど議員申されましたとおり、まずは現在ございます鳥栖・三養基西部環境施設組合のホームページ、または上峰町のホームページ、要するに2市3町、加入団体の各ホームページにおきまして、まず閲覧をすることができます。そのことによりまして、上峰町といたしましては、上峰町のホームページを開いていただきますと、「環境とごみ」というところがございます。そして、「ゴミとリサイクル」というところがございまして、それを開いていただきますと、「ごみ処理施設整備基本計画（案）パブリックコメントについて」へのページへ到達するということになっております。それが

鳥栖・三養基西部環境施設組合のホームページへ外部リンクとしてつながっておりまして、そちらのほうで閲覧をまずすることができ、用紙等もそこに掲示をしております。そのパブリックコメントをする用紙等にコメントをいただきまして、そして直接、鳥栖・三養基西部環境施設組合にございます今度新組合でございます佐賀県東部環境施設組合の準備室のほうへ行くようになっておりますので、そちらのほうをまずは御利用いただきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、ほかに方法はないのかという御質問でございます。

住民課のほう、窓口のほうに、玄関入ってもらったらすぐのところの御案内のポスターとございますか、表示を差し上げております。そこにパブリックコメントの概要版等の閲覧もできる冊子も準備をしております。その冊子を見ていただくことも可能ですし、コメントをいただく用紙等も備えつけをしておりますので、役場に寄って説明を求めているコメントをしていただくということも可能でございますので、こういったことも広報紙等でお知らせもしておりますので、ぜひ御利用をいただきたいというふうに考えております。

私から、まず以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

パブリックコメントについては、一応やり方等々について了解をしました。

それで、今現在、いろいろ検討をされておられるわけですが、最終的には今現在、2つのやり方をピックアップして、そのどちらかに最終的に決まるということで、平成31年だったですかね——ぐらいには最終決定をするというようなこととお聞きをしておりますが、その中で熔融方式と燃焼方式でやったですかね、その2通りということではありますが、現在は御案内のとおりに熔融炉方式でごみ処理してもらっているわけです。そういう中で、そこから出てくるもの、残るものと言ったほうがいいですかね。——がスラグとメタル、2種類出てくるわけですよ。その再利用というか、利用法については、メタルは重機の重りに使うとか、今度は、スラグは道路舗装等々の材料に使うということでされているということではありますが、ここにちょっとおもしろいといったら失礼ですが、ちょっとその関係の記事があったので紹介をしてみたいと思います。

これは、ことしの6月2日、佐賀新聞で見たものでありますけれども、静岡市が熔融スラグ、当然こっちでやっているやつと同じやり方で出てきたスラグ、それを舗装の材料とかじゃなくて、農業用肥料に使うようになったという紹介がっております。これが既に製鉄所から出る鉄鋼スラグは早くから肥料として使われておったそうです。それに着目して、今回、ごみ処理の出てきた2次材料と申しますか、スラグを従来のやつじゃなくて、もっと利用価値が高いものにと申しますか、スラグを従来のやつじゃなくて、もっと利用価値が高いものにと申しますか、農業用肥料に転用することができるようになったと。既にこれはもう肥料の登録をする農林水産消費安全技術センターに仮登録を申請し、認められて、もう既に肥料として使うことができるようになっていたという紹介がござい

す。

先ほども言いますように、今後、2つの方法のどちらに決まるか今のところわかりませんが、これらのことも検討材料の一つ、こういうふうな利用方法もありますよというようなことも含めて検討いただけたらどうだろうかと思って紹介と申しますか、お伝えをしておきたいと思います。

それと加えて、今まだ三養基区域のやつが中原地区でされておりますが、それも当然溶融炉でありますもんですから、それがスラグが出てきている。それをあと五、六年は稼働するもんですからね。今現在だって、そのスラグを肥料用にとすることは当然、何と申しますか、検討というかすれば可能性もあるんじゃないかなというのも一つありますけれども、とにかく今度新しい施設を最終選定されるときには、こういうこともありますよというのを検討材料の一つとして検討してもらえればなと思って、今紹介をしたところです。

以上です。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

どうもありがとうございます。今、大川議員おっしゃいましたとおり、まず先般、新しいごみ処理施設整備基本計画の案の御説明を概略させていただいたところでございます。その中で、まず求められることというのは、新ごみ処理施設の基本方針でございます。まず1番目に、安全で安定性に優れ、長期的に稼働が可能な施設であること。それから、2番目に、環境に優しく資源循環型社会を推進する施設であること。3番目に、災害に強く地域の防災拠点となり得る施設であること。それから、4番目でございます。地域のシンボルとなり、親しまれる施設であること。それから、5番目、経済性や効率性に優れた施設であるということ、この5点をまず基本方針として大きく持つておるところでございます。

その中で、議員の御質問の件でございますけど、先般、開催していただきました全員協議会の折でございますが――の説明に当たりまして、現在、設置をされております佐賀県東部ごみ処理施設建設検討委員会でございますけど、検討委員会の協議によりまして、施設整備の基本方針に沿いまして、まず1案としまして、先ほど議員おっしゃいました焼却方式――ストーカ式でございます。プラスのセメント原料化ということがまず1案でございます。2案目としまして、溶融方式。この溶融方式には2方式ございまして、シャフト炉式と流動床式と2種類ございます。プラス、これも資源化でございます。先ほど議員申されたスラグ化、それと山元還元の2方式を選定されているところでございます。

御指摘の溶融方式による有価物でありますスラグにつきましては、現在、鳥栖・三養基西部環境施設組合も実は溶融方式でございます。議員おっしゃりますとおり、今現在、スラグに当たりましては、道路舗装等の材料といたしまして、有価物として売買をしているところでございます。その中で、先ほど実例をお示しいただきました静岡県で実証されております肥料化につきましても、今後の機種選定の動向が、2種類、今、先ほど御紹介した分にござ

いますので、その2種類の中から――失礼しました。機種選定の動向によりまして、検討の一環であるとは思われます。検討委員会による最終答申をもとに事業者選定の第三者委員会を平成30年、31年に設置をされる予定でございます。要するに事業者選定でございますので、ここで最終選定が行われます。その中で溶融化ということが選定をされました折には、この委員会等で佐賀県東部環境施設組合に最もふさわしい事業者が選定されるということとなりますので、決定された方式、事業者によつての肥料化におきましては選択肢の一つにはなり得るというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

大川議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

#### 日程第13 諮問第2号

○議長（寺崎太彦君）

日程第13. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、諮問第2号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、9月14日は休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、9月14日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よつて、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時46分 散会